

厚真町教育振興基本計画

改訂版

○計 画 期 間

平成 28 年度～令和 7 年度

○基本方針の計画期間

令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 4 月

厚真町教育委員会

目 次

第1章 計画の改訂について	1
I 計画の改訂にあたって	2
II 教育の現状	3
第2章 基本理念	5
第3章 基本目標	7
第4章 10年を見通した教育の基本方向	9
施策展開の基本方向体系	15
第5章 今後5年間に取り組む25の基本方針	21
基本方向1 子どもの可能性を引き出し、才能や個性を伸ばす教育の推進	
基本方針1 確かな学力の育成	22
基本方針2 幼・小・中学校間の連携・接続の推進	22
基本方針3 キャリア教育の推進	24
基本方針4 特別支援教育の充実	24
基本方針5 学校ICTの活用による新たな学びの推進	25
基本方向2 英語を活用しグローバル社会に生きる子どもの育成	
基本方針6 国際社会に絆を広げるコミュニケーション能力の育成	26
基本方向3 豊かな心の力を育む教育活動の充実	
基本方針7 豊かな心の力を育む道德教育の推進	27
基本方針8 いじめ問題・不登校等への対応	28
基本方針9 生徒指導・教育相談の充実	28
基本方針10 読書活動の推進	29
基本方向4 健やかな体を育む子どもの育成	
基本方針11 体力・運動能力の向上	30
基本方針12 健康の保持増進	30
基本方針13 学校給食の充実	31
基本方向5 ふるさとの良さを理解し、厚真に誇りを持てる子どもの育成	
基本方針14 ふるさと教育の推進	32
基本方向6 質の高い教育を支える教育環境の確保	
基本方針15 開かれた学校づくりの推進	33
基本方針16 教職員の資質・能力の向上	33
基本方針17 子どもたちの安心・安全の確保	34
基本方針18 快適な教育環境の整備・充実	35
基本方針19 北海道厚真高等学校の教育支援	36

基本方向7 社会全体の教育力の向上	
基本方針20 家庭における教育力の向上	37
基本方針21 地域の教育力を生かした青少年の健全育成の推進	37
基本方向8 生涯学習社会づくりの推進	
基本方針22 生涯を通じた多様な学習活動の推進	39
基本方針23 人材を育む読書活動の推進	40
基本方向9 郷土の歴史と文化財の保護・活用の推進	
基本方針24 文化の継承と文化財の保護・活用の推進	41
基本方向10 生涯スポーツの推進	
基本方針25 スポーツの推進と健康づくり	42
厚真町教育振興基本計画の目標指標	43
資料	
厚真町の児童生徒数の推移	50
厚真町の小中一貫教育	51
厚真町の英語教育	53
厚真町のふるさと教育	54
厚真スタイルの基本	55
厚真町の特別支援教育	56
GIGAスクール実現後の子どもたちの学びの姿	57
第2次厚真町子ども読書活動推進計画のネットワーク	58
厚真町民憲章・町民体力づくりの町宣言・厚真町教育目標	59
用語解説	61

※本文中に *印のついている用語については、用語解説（61頁～63頁）を参照してください。

第1章 計画の改訂について

I 計画の改訂にあたって

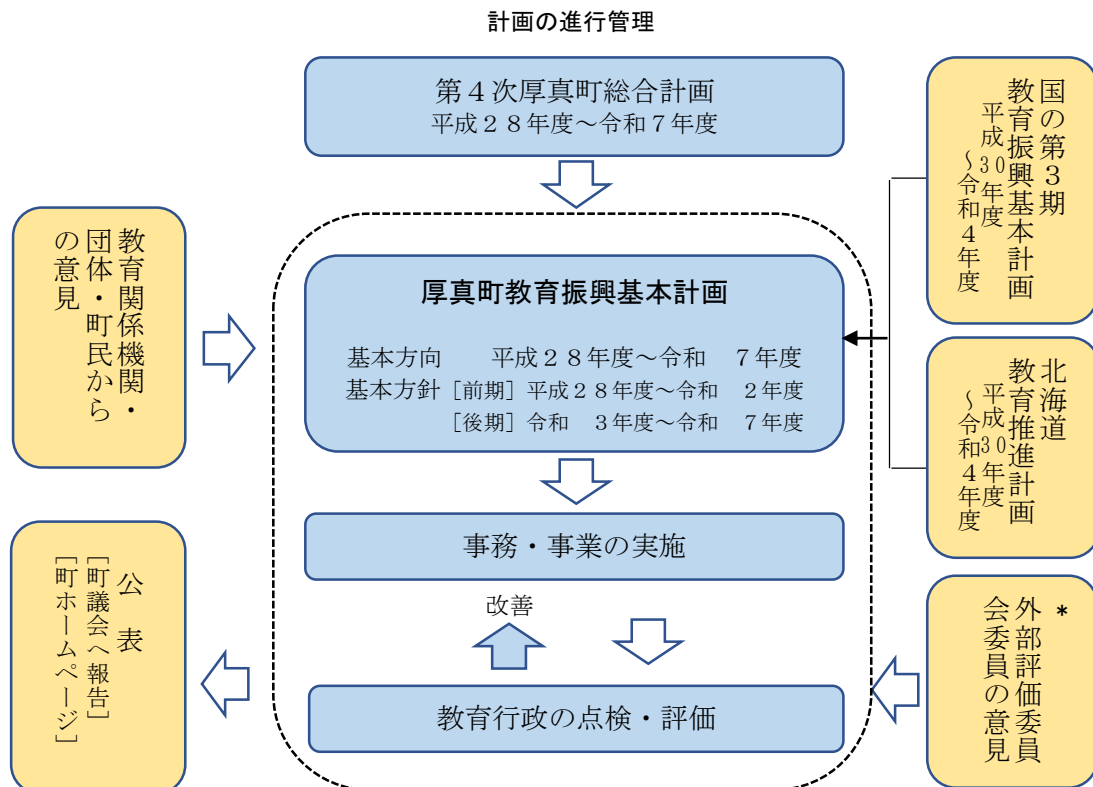
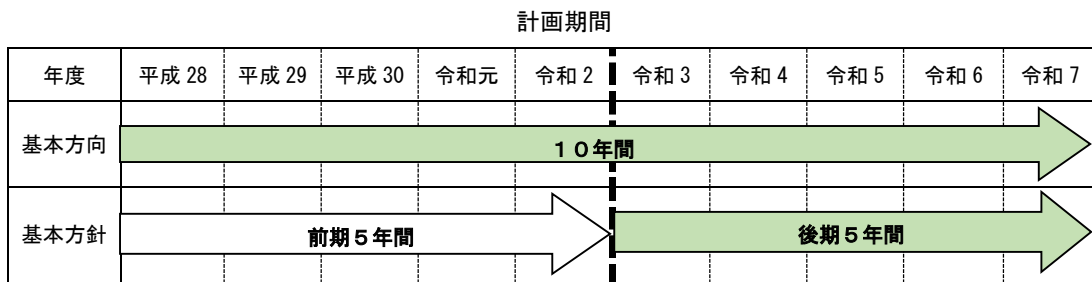
II 教育の現状

I 計画の改訂にあたって

厚真町教育委員会では、第4次厚真町総合計画における部門計画として、平成28年に平成37年度（令和7年度）までの10年間を期間とする「厚真町教育振興基本計画」を策定し、「ふるさとを愛し 未来に向かって たくましく生きる人材の育成」を基本理念に教育施策を推進してきました。

計画の前期においては、平成30年の北海道胆振東部地震による甚大な被害や令和2年現在も続く世界的な新型コロナウイルス感染症の流行による影響など、私たちを取り巻く環境が激変しました。さらに、SDGs*やSociety5.0*などの新しい時代の流れを取り込んだ新たな対応が求められています。

こうした状況下にあつて、本計画の前期5年間の個別・具体的な施策・事業等を体系的に整理した「基本方針」が令和2年度に終了することから、これまでの成果と課題や現状を踏まえて、令和3年度から令和7年度までの後期5年間を見通した必要な見直しを行い、本計画を改訂します。



Ⅱ 教育の現状

1 学習指導要領^{*}の改訂

平成29年3月に改訂された学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程^{*}」を重視しながら、教育基本法、学校教育法などを踏まえた上で、子どもたちが未来社会を切りひらくための資質・能力を一層確実に育成することを目指しています。

学校においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた特色ある教育活動を展開する中で、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを取り、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、確かな学力や豊かな心、健やかな体の育成に努めることとしています。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成29年度）

学校運営に地域住民や保護者が参画することにより、地域の実情に応じた特色ある学校づくりを実現するための協議機関として学校運営協議会を置くことができるようになりました。

これに伴い、地域の力を学校運営に導入することを通じて学校運営の活性化を図ったり、地域住民や保護者の参画により校長の学校経営を支援したり、外部講師やボランティアの依頼等、地域の協力を得やすい環境を構築したりすることなどが実現しやすくなりました。

3 G I G Aスクール構想

令和元年12月に文部科学省が打ち出したG I G Aスクール構想は、「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちをだれ一人残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境^{*}を実現する構想」です。

この構想は当初、令和5年度までに実現を目指すものでしたが、令和2年春の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学校の休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、また対応可能な遠隔教育など Society5.0^{*}の実現を加速していくことが急務となったことから、実現スケジュールが前倒しされ、令和2年度にハード・ソフト・人材を一体とした整備が進められることになりました。

4 北海道胆振東部地震からの復旧・復興

平成30年9月6日、最大震度7を記録した北海道胆振東部地震は、厚真町に甚大な被害をもたらしたほか、全道各地にその影響を与えました。特に教育の分野においては、被災した教育関連施設の復旧作業に伴い、学校教育活動をはじめ、文化、スポーツ等の社会教育活動が十分に展開できない状況が続きました。こうした中、全道、

全国から本町に対し、物心両面にわたる温かい支援を受けながら、復旧が着実に進められ、令和3年度からは復旧から復興に向けた新たな計画の一步が動き出しました。

一方、被災したかたがたの精神的な苦痛や不安といった影響は今も残っており、学校においても児童生徒の心のケアを最優先しながら、教育活動が進められています。令和元年11月には厚真町心のサポート・防災学習推進協議会が設置され、児童生徒に寄り添った個々の心のサポートと被災経験を防災学習に生かす取組が続けられています。

5 小中一貫教育^{*}の推進

学校、家庭、地域が一体となって義務教育9年間の連続した豊かな学びを構築し、自立して社会を生きていく基礎を育み、新しい時代を担える子どもを育成することを目標に、本町では平成31年度(令和元年度)から小中一貫教育がスタートしました。

本町が目指す15歳の子ども像を「厚真の未来を語れる子」に設定するとともに、重点的に身に付けさせたい資質・能力を「つなぐ力(人間関係形成・社会形成能力)」と「拓く力(課題適応能力)」とし、学校と家庭、地域が「目指す子ども像」を共有しながら、一貫した指導やふるさと厚真に根ざした教育活動などを基本に、小中一貫教育が実践されています。

6 社会の変化に対応する生涯学習の場

自然災害や感染症の影響などによる様々な社会の変化に対応し、だれもが必要な時に必要な学びを通じて成長し、心身共に健康を保持しながら活動できる生涯学習社会の実現が求められています。

特に最近ではICT^{*}の活用など時間的・空間的な制約を超えた新たな学びの場の創造や学びの活動をコーディネートする人材(社会教育主事等)の育成・活用の重要性が増しています。

7 新たなスポーツ振興戦略

少子化の影響により、地域単位でスポーツ活動(特に団体スポーツ)を維持・継続することが難しくなっています。学校の部活動との連携など地域の実情を踏まえた新たなスポーツ振興戦略の構築に向けた検討が始まっています。

